

2025年2月14日

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

2025年2月4日からの大雪により被災された地域に
お住まいのお客さまに対する電気料金の特別措置について

このたびの2025年2月4日からの大雪により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの大雪の影響で災害救助法が適用された地域にお住まいの被災されたお客さまから
お申し出を受けた場合に、下記の特別措置を適用いたします。

1. 対象地域

災害救助法 適用日	供給区域	災害救助法適用地域	
2月7日	東北電力株式会社	福島県	会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町
		新潟県	長岡市、東蒲原郡阿賀町
2月9日	東北電力株式会社	福島県	岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町
		新潟県	十日町市、魚沼市
2月10日	東北電力株式会社	福島県	郡山市
		新潟県	上越市、中魚沼郡津南町
2月12日	東北電力株式会社	新潟県	妙高市

(注) 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合も、特別措置の対象といたします。
なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

「内閣府発表_災害救助法の適用状況」 https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 主な特別措置内容

- (1) 電気料金の支払期日の延長
- (2) 不使用月の電気料金の免除
- (3) 工事費負担金の免除
- (4) 臨時工事費の免除
- (5) 基本料金の免除
- (6) 諸工料の免除

以下の各社が経済産業大臣に申請し認可された内容と同様といたします。

なお、お住まいの供給区域の電力会社により特別措置の内容が異なります。

お住まいの供給区域のプレスリリースをご確認ください。

[東北電力株式会社 プレスリリース](#)

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社コールセンターまでお問合せください。

なお、お申込みの内容により「り災証明書」などのご提出をお願いする場合がございます。

ENS コールセンター 0570-091-710 受付時間 10:00～18:00（平日）